

第28節 農林水産施設等災害応急対策計画

農林水産施設等災害応急対策計画

□産業振興班

【基本方針】

市、県及び関係機関は、災害時において農林水産施設の被害の実情を早期に調査し応急復旧を図る。

なお、実施に際しては施設管理者や所有者等と密に調整と協議を行う必要がある。

1. 農業用施設応急対策

- 1) かんがい用排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って応急的な復旧処置をさせるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- 2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- 3) 農林業施設の応急対策
 - ア. ポンプ等による排水
 - イ. 破損箇所の応急復旧
 - ウ. 流入した土砂・樹木等の除去
 - エ. 林道の応急復旧

2. 種苗の確保

- 1) 市は、災害により農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- 2) 病虫害防除対策

県の指導を仰ぐとともに、普及指導センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を措置する。

3. 農作物応急対策

(1) 農作物等

《農作物等に対する応急措置方法》		
作物	災害種別	応急措置の内容
稲、麦	風水害	a. 再生産用、代作用種子、苗の確保（地域センター、米麦品質改善協会等の関係機関より）
	干害	b. 防除機（高性能）による病虫害防除の指導及び実施 c. 計画的配水の実施
果樹	干害	a. 敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆（蒸発散防止） b. 適正結果（摘果） c. 熟期に達した果実の収穫
	風水害	a. 熟期に達した果実の収穫 b. 倒伏した樹の整備、裂枝の除去または復元固定 c. 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 d. 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 e. 病害防除の徹底
野菜	干害	a. 若どりの実施 b. 薬剤散布 c. 液肥の施用 d. 代作の実施 e. 敷わら、敷草または穴灌水の実施
	風水害	a. 排水、中耕、土寄せの実施 b. 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき） c. 土砂の洗浄、薬剤散布 d. 代作の実施 e. 防風措置の実施
花き	干害	a. 敷藁、敷草または穴灌水の実施 b. 液肥の灌水への加用 c. 代作の実施
	風水害	a. 排水、土寄せの実施 b. 病害防除の実施（特に地際） c. 防風措置の実施
その他	風水害 干害	a. 苗木の確保（農業協同組合等と協力） b. 種子の確保

(2) 飼料作物

《飼料作物に対する応急措置方法》		
作物	災害種別	応急措置の内容
飼料	干害	a. 灌水が可能な場合には実施する b. 発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	a. 早急に地表水の排水実施 b. 窒素主体の追肥、生育の回復 c. 早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 d. ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）

4. 畜産応急対策

《家畜管理のための応急措置方法》	
伝染病の予防	a. 家畜衛生保健所による予防注射の実施 b. 診療班（家畜衛生保健所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施 c. 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に治療を要請する
飼料の確保	a. 県への政府保管飼料の放出依頼 b. 県への飼料業者に対する飼料の確保、供給のあっせん依頼

5. 林産物応急対策

市は、災害時において被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、以下のとおり県や関係機関等と協議のうえ被災立木竹の除去、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

《林産物に対する応急措置方法》		
作物	災害種別	応急処置の内容
林産物	風水害 干害	a. 苗木の確保（樹苗農業共同組合等と協力） b. 種子の確保

（1）被災立木竹の除去

- 1) 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
- 2) 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

（2）病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため土地所有者や立木竹所有者と連携して、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

（3）林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、市は森林組合、農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

- 1) 干害対策
 - ア. 灌水を実施する。
 - イ. 病虫害の防除を実施する。
- 2) 浸冠水対策
 - ア. 排水を実施する。
 - イ. 病虫害の防除を実施する。

3) 風害対策

- ア. 即効性追肥を実施する。
- イ. 病虫害の防除を実施する。

6. 水産施設・水産物応急対策

(1) 水産施設

市は、災害により水域施設、けい留施設等の漁港施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかな応急措置の実施を県に要請し、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、緊急必要物資等の輸送基地としての役割を十分果たせるよう漁港の維持に努める。

また、漁業協同組合等の協力を得て災害状況の調査に努め、航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、必要に応じ以下の応急措置を県や第七管区海上保安本部に要請する。

- 1) 海難船舶または漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるときの、航行警報の発令、船舶所有者等に対する障害物の除去等、船舶交通の危険を防止するための措置に関する指示・勧告
- 2) 船舶の幅轆が予想される海域における船舶交通の整理・指導
- 3) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合の船舶交通の制限・禁止
- 4) 水路の水深に異常を生じたと認められる場合の、水深検測や応急標識設置等による水路の安全確保

(2) 水産物

1) 中間育成及び養殖用種苗の補充あっせん依頼

市は、災害により中間育成及び養殖用種苗に被害が出た場合は、関係機関からの補充に関するあっせんを県に依頼する。

2) 病害の防除に関する指導要請

市は、災害により水産生物に生理障害等病害の発生が予想され、また発生した場合は、その防除対策についての適切な指導を県の水産海洋技術センターに依頼する。

3) 油の流出等に対する措置

生簀の移動を指導する。